

福島県復興計画の進行管理及び見直しに関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、福島県復興計画（以下「復興計画」という。）の進行管理及び見直しに関する基本的事項を定めることにより、復興計画の実効性の確保を図ることを目的とする。

(進行管理)

第2 復興計画の進行管理は、「Ⅲ-i 重点プロジェクト」及び「Ⅲ-ii 具体的取組みと主要事業」に掲げる主要事業を対象とし、前年度の実施結果及び当該年度の進捗状況等について取りまとめを行う。

(復興計画の見直し)

第3 復興計画の見直しは、上記第2の進行管理の状況のほか、原子力発電所事故の収束状況、避難指示区域の変更など計画策定の前提となる事項に大きな変化が生じ、住民の帰還や生活再建に対する支援策、インフラや産業基盤の整備策などの見直しが必要になった場合に、重点プロジェクトや復興のための取組を加除修正することにより、適時、柔軟に実施する。

(第三者評価)

第4 復興計画の進行管理及び見直しにあたっては、多様な意見を反映し、客観性の向上を図るため、有識者や関係団体代表等で構成する「福島県復興計画評価・検討委員会」を設置し、評価等をうけるものとする。

(公表)

第5 進行管理の状況等については、県民にわかりやすく公表する。

(その他)

第6 この要綱に定めるほか実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成24年4月16日から施行する。

スケジュール（想定）

年度	月	国の主な動き	市町村・県民	県			
				復興計画（第2次以降）の策定	復興計画進行管理	その他	
H23	12月	12/26 警戒区域及び避難指示区域の見直し方針案の説明		12/28 福島県復興計画（第1次）の策定			
	1月	県、市町村との調整 中間貯蔵施設設置場所の県、市町村、地元調整等				取組の推進	
	2月					平成24年度当初予算発表	
	3月		福島復興再生特別措置法施行	・双葉地方町村、福島県と国との意見交換(3/10)			
H24	4月	警戒区域及び避難指示区域見直し 4/1 田村市、川内村 ・ 4/16 南相馬市		福島県復興計画の進行管理及び見直しに関する要綱策定		取組の推進	
	5月	《区域見直し後に想定される国の取組》 ○除染 ○損害賠償 ○財物補償 ○住宅の確保 ○雇用の確保 ○教育の確保 ○医療・福祉の確保	・双葉地方町村と国との意見交換会(4/22)		平成23年度実施結果 平成24年度実施予定のとりまとめ		
	6月	福島復興再生基本方針決定へ	・復興整備協議会設立（相馬市、いわき市）	第1回 福島県復興計画評価・検討委員会 ・進行管理及び見直しスケジュール等の説明		政府予算対策	
	7月	<div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> 新たな動き 避難指示区域等の見直し 各計画の策定へ向けての動き など 避難解除等区域復興再生計画など、福島復興再生特別措置法に係る </div>			平成23年度実施結果 平成24年度実施予定の報告		
	8月		市町村意見聴取	踏まえる	評価・検討委員会 ○復興計画（第2次）の論点整理	平成24年6月現在の課題と今後の展開のとりまとめ	
	9月		地域懇談会等	反映	必要に応じ複数回開催し、検討。	評価・検討委員会 平成24年6月現在の課題と今後の展開（評価）	重点事業構築・当初予算への反映
	10月				○復興計画（第2次）の策定		
	12月						
	1月		新たな動き	踏まえる	○復興計画（第3次…）の論点整理		当初予算発表
	2月				⋮		
	3月				⋮		
	H25		～				